

武蔵野美術大学学内取材要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野美術大学(以下「本学」という。)における取材撮影に関する事項について定める。

(許可場所)

第2条 撮影を許可する場所は、原則として本学キャンパス構内(美術館、図書館、イメージライブラリー、民俗資料室、アトリエ、講義室、屋内外の共用スペース等)とし、本学が認めた場合においてのみ、本学が保有する他の施設等での撮影を許可することがある。ただし、本学の教育・研究その他学事等に支障の無い範囲とし、展覧会等により作品等が展示してある場所は対象外とする。

(撮影許可日及び時間帯)

第3条 撮影許可日及び時間帯は次のとおりとする。なお、年末年始および入学試験実施に伴う入構禁止期間は撮影を許可しない。

(1)撮影については(上記施設の外周での撮影も含む)、原則として月曜から金曜までの平日とし、本学が認めた場合においてのみ、土・日・祝日での実施を許可することがある。撮影時間は原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、やむを得ない理由でそれ以外の時間帯に撮影を行う場合は、午前8時より1時間、午後6時までの1時間の時間帯まで撮影を許可することがある。また、特に本学が認めた場合においては、午前8時以前、午後6時以降の時間帯での実施を許可することがある。

(2)撮影時間には入構時の荷物の搬入・搬出等の時間を含む。

(撮影申請)

第4条 撮影の申請は「武蔵野美術大学取材申請書」及び企画書等によるものとし、原則として撮影予定日の2週間前までに提出するものとする。

(撮影許可条件)

第5条 撮影については本学のイメージに即し、本学の広報効果に資すると判断することができ、かつ教育・研究その他学事等に支障の無い範囲と認められるものに限り、許可することができる。また、次に掲げる事項を条件とする。

(1)本学の教育・研究その他学事等及び各施設来館者の利用に支障を及ぼさない時間、場所及び撮影方法であること。

(2)撮影内容が、本学の信用イメージを損なうものでないこと。

(3)撮影内容が、各施設の設置目的を逸脱する恐れがないこと。

(4)撮影においては学生や一般来校者を優先し、撮影者は往来者の動線確保、誘導および安全確保を行うこと。また、撮影申請者は、成果物に掲載される可能性のあるすべての学生や一般来校者に、事前に掲載の確認を取ること。必要に応じて、管理者は事前に大学ウェブサイト等で撮影日時等の告知を行う。

(5)撮影に際し、建物、土地、外構等の形状変更等を行わないこと。撮影場所の原状復帰は撮影者が責任を持って行うこと。

(6)施設及び設備、作品等を破損した場合は弁償すること。

(7)近隣に迷惑をかけること。

(8)撮影に要する電源は、バッテリー等の機材を撮影者側で用意すること。

(9)車両は指定する場所に駐車すること。

(10)飲食及び喫煙は、指定された場所で行うこと。

- (11)撮影により発生したゴミ、不用品等は全て撮影者側が持ち帰ること。
- (12)撮影にあたり、肖像権等法令上の問題が生じた場合は撮影者が全ての責任を負うこと。
- (13)緊急時及びその他撮影に関する事項については、立ち会い者の指示に従うこと。
- (14)撮影等に伴う成果物を本学に寄贈すること。
- (15)原則として「撮影協力：武蔵野美術大学」等のクレジット表記をすること。

(撮影の不許可)

第6条 次の事項のいずれかに該当するときは撮影を許可しない。

- (1)公秩序または善良の風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2)集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (3)利用に支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (4)施設、設備及び展示作品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (5)その他管理・運営上支障があると認められるとき。

(撮影の中止)

第7条 撮影者が第5条に定める条件を満たさない場合並びに第6条の事項に該当する場合は、撮影許可を取り消し、撮影の中止を命じることができる。

附則

この要領は、2021年3月10日から施行する。